

法哲学演習 2005年度

第2回 (2005.4.18)

「雪山登山」について

担当者 土田晃三&阿部宏央

1. 今日の論文は、危険行為接近者の自己決定権をどれほど尊重するのかという問題に対して、危険行為へ自ら接近した者が損害を受けた場合の損害賠償請求ができるか否か、また危険な行為を法律により禁止できるか否かという2つの観点からアプローチするものである。

2. 「危険への接近」

今章では、危険行為へ自ら接近した者が損害を受けた場合の損害賠償請求ができるか否かについて、スポーツ観戦と飲酒運転への同乗の観点から論じられている。

スポーツ観戦中に遭難した場合に損害賠償請求が認められるか否かはそのスポーツの認知度に大きく依存している。それはルールなどとともにそのスポーツの危険、脅威も認知していると考えられ、それにより観戦者は危険を引き受けたものと解されるためである。しかし、今日危険引き受けの法理には、多くの批判が向けられている。

飲酒運転への同乗者が運転者に損害賠償を請求できるかについては、日本の判決では、飲酒運転が危険だと承知していることが即ち賠償請求権を放棄していることには繋がらないとし、請求は認めつつも、危険承知を原告の過失として過失相殺している。過失相殺の是非については様々な議論があるが、結局は法感情のようなものに依存するのだろうと筆者は考えている。

「登山と遭難救助」

今章では危険行為を法律によって禁止できるか否かについて登山規制の観点から論じている。何故登山規制をするかと言えば、無謀登山による遭難事故の発生防止と救助による二重遭難の防止のためであるが、冒険の自由を制限する理由になり得るかについては疑問が生じる。

そもそも救助は道徳的には義務であるが、法的に義務と言えるかは意見が分かれるところである。大陸法では救助を奨励し、被救助者に救助者に対する費用償還、損害賠償などを定め、社会主義国法ではさらに踏み込み、救助を義務としているが、英米法では救助は自己決定の問題としてとらえ、法的義務としていない。山岳救助は高度で困難であるため、普通の救助と同列に語るのは難しく、法的義務というよりは人道的要請によるものと解するのが妥当である。

冒険的行為それ自体は他人に関連しない私事であり、自己決定に委ねられてよいが、義務ではないにしろ救助活動によって他人を巻き込むことが想定される時は、最小限度の規制を加えることが是認されるであろうと筆者は考えている。

3. 引用

「行為者本人にとってのみ危険な行為を禁止・制限することができるか」

危険を承知で、本人があえて危険行為をすることを決定したのであれば、その決定は尊重されるべきことではあるが、とくに危険の大きい行為、例えば危険な山への登山といった冒険的行為については禁止をしてもよいのではないかという議論がある。

つまり、危険度の低い行為については、自己決定権が尊重されているが、危険度の高い行為についてはパターンリズミ的な考えが影響を強めてくるのである。生命の危険が著しく高い行為について、どれだけ自己決定権を尊重するのかというのが今回の論文の問題となっている。

より具体的な問題としては、二重遭難を防ぐためであっても**「個人の冒険の自由への制約を加えてよいか」**ということや、それに関連して**「他人を救助する義務というものをどう考えるか」**ということがある。

救助の義務について、道徳的には義務と言えるが、法的には救助を奨励する大陸法、救助を義務とする社会主義国法と救助を自己決定の問題とする英米法の間で対立がある。この論文で取り上げられている山岳救助について言えば、高度で困難であるため、普通の救助と同列に語るのは難しく、法的義務というよりは人道的要請によるものと解するのが妥当であるとされる。

「最善の準備と入念な計画を立てて入山しようとするベテランの登山者を、危険だからおしとどめようとするのは、文字どおり、自由に対する侵害といえるであろうが、無謀、無計画な登山者に、入山禁止措置をとることは、登山の自由の制限とはいえないであろう。」

この部分が筆者の危険接近者への自己決定権をどの程度尊重するかという問題についての主張を表していると考えられる。つまり、筆者は自己決定権というものは尊重されるべきものであるが、その決定に基づいて為される行為の質によっては自由を制限されることも許されるとしているのである。その質というのは、行為が無計画、無謀であるか否かということで、具体例としては小型ヨットによる太平洋横断は認められるべきだが、ドラム缶イカダによる太平洋横断は制限を受ける、ということが挙げられている。

この考えは「危険への接近」の章で、飲酒運転への同乗に際しての事情や飲酒運転者の飲酒の度合いが損害賠償請求を考える場合に考慮されるべきだと主張していることと合致している。

4. 問題の定式化

- a. 人は困難の中にいる他人に対して、救いの手を差し伸べなくてはならないか。差し伸べるべきとするならば、普通はそれほど困難ではない救助でも、例えば、周りに自分一人しかいない状況で、泳げない人が溺れている子どもを目撃した場合や泳げたとしても、河が増水していて危険であるとか、緊急の用事のために急いでいる時に目撃した場合など、救助することが困難、あるいは気が進まないという条件がついた時でも、救助活動を行わなくてはならないとまで言えるか。
- b. 被救助者は救助者に損害賠償や費用償還をしなくてはならないか。しなくてはならないと考えたとき、無謀な救助者、例えば、スキー中に遭難した彼女を助けようとして、知識も装備も不十分な彼氏が救助に向かい、死亡した場合、後に救助された彼女は彼氏の遺族に損害賠償をしなくてはならないとまで言えるか。
- c. 登山規制条例が制定される理由として二重遭難などの負担を軽減しようということがあがるが、それでもって個人の冒険の自由への制約を加えることは認められるか。
- d. 富山県や群馬県の条例では無届登山や虚偽の届けをして入山した者を科料に処すとしているが、その程度で適切な届けをするようになり、遭難防止効果があがると言えるか。効果は上がらないとするなら、罰を強めるべきか。または罰によらない方法が考えられるか。

富山県の条例では届出がない場合、事実上、入山できない事態が起こると考えられる。自己決定権の尊重とのバランスをとりながら、かつ、より効果的に遭難防止をするためにはどのような規定をおけばよいか。
- e. 筆者は自己決定権の制限は危険行為の質によるとしているが、無謀であろうとなかろうと自己が危険を承知しているのなら、その決定は尊重されるべきではないか。尊重されないとするなら、何を根拠に制限をすることができるか。
- f. 今日では、飲酒運転に同乗すれば、同乗者も1年以下の懲役か30万以下の罰金や運転免許証の停止といった処分を受けますが、そうしたマイナスを受けているなら、事故にあったとき、飲酒運転者への損害賠償請求は減殺されないと考えるべきか。